

住居確保給付金を受給するための要件

1. 益田市に居住する方。（生活保護受給者は除く）
2. 申請日において離職、廃業の日から2年以内であること。または、当該個人の責によらない理由で収入を得る機会が減少し、当該個人の就労状況が、離職又は廃業の場合と同程度の状況にあること。
3. 離職等の日において、自らの労働により賃金を得てその属する世帯の生計を主として維持していたこと。
4. 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計が次の「収入基準額」以下であること。

収入基準額

世帯員数	収入基準額	上限
1人	申請者住宅費（上限28,200円）+ 78,000円	106,200円
2人	申請者住宅費（上限34,000円）+115,000円	149,000円
3人	申請者住宅費（上限37,000円）+140,000円	177,000円
4人	申請者住宅費（上限37,000円）+175,000円	212,000円
5人	申請者住宅費（上限37,000円）+209,000円	246,000円
6人	申請者住宅費（上限39,000円）+242,000円	281,000円
7人	申請者住宅費（上限44,000円）+275,000円	319,000円
8人	申請者住宅費（上限44,000円）+308,000円	352,000円
9人	申請者住宅費（上限44,000円）+337,000円	381,000円
10人	申請者住宅費（上限44,000円）+366,000円	410,000円

5. 申請日における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計が次の金額以下であること。

金融資産 ※100万円を超えないこと

1人	78,000円×6=468,000円
2人	115,000円×6=690,000円
3人	140,000円×6=840,000円
4人以上	1,000,000円

6. ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動をすること。
 - ①毎月2回以上、ハローワークの職業相談を受けること
 - ②毎月4回以上、支援員による面接等の支援を受けること
 - ③原則週1回以上、ご自分で求人先への応募を行うか、求人先の面接を受けること
7. 国や自治体を実施する離職者当に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者も申請者と同一の世帯に属する者も受けていないこと。
8. 申請者も申請者と同一の世帯に属する者もいずれもが暴力団員でないこと。

支給額について

支給額の算出方法（例）

- 単身の場合・・・①月収78,000円以下→28,200円を上限とした家賃額を支給
②月収78,000円以上→家賃+基準額78,000円-月収（※上限28,200円）

基準額

世帯員数	基準額	上限家賃額
1人	78,000円	28,200円
2人	115,000円	34,000円
3人	140,000円	37,000円
4人	175,000円	
5人	209,000円	
6人	242,000円	39,000円
7人	275,000円	44,000円
8人	308,000円	
9人	337,000円	
10人	366,000円	

※管理費や共益費、敷金、礼金等は支給対象外です。

支給期間について

原則3ヶ月。ただし、就職活動を誠実に実施している方は、2回を限度として支給期間を3ヶ月（最大9ヶ月）延長することが可能です。